

社会福祉法人宝達志水町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程

令和元年5月30日
社協規程第6号

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝達志水町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償について、必要事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 本会役員等の報酬は、別表第1のとおりとする。ただし、本会職員及び地方公共団体の職員であるものについては、報酬を支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬の支給日は会長が定める。

2 月額報酬を受けるものが月の途中において就任した場合はその日から、月の途中において任期が満了し、辞任し、又は死亡した場合はその日までの分に対して、それぞれの月の報酬を日割り計算により支給する。

(費用弁償の額)

第4条 役員が、会議等に出席したときまたは職務のため旅行したときは、本会就業規則第32条に基づき交通費に相当する額を弁償する。

2 町内交通費の費用弁償の支給については公共交通機関運賃の相当額とする。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程に定めていない事項について必要があるときは、会長がこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成17年3月1日から施行する。

2 第2条第2項に定める費用弁償の額は当分の間、一人1回1,000円を限度とする。

附 則 (平成21年社協規程第2号)

1 この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年社協規程第3号)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
附 則 (平成28年社協規程第4号)
- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
附 則 (平成30年社協規程第5号)
- 1 この規程は、平成30年6月22日から施行する。
附 則 (令和元年社協規程第6号)
- 1 この規程は、令和元年5月30日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区 分	報酬の額
会 長	月 額 130,000円
常務理事	月 額 100,000円
その他の理事	日 額 3,000円
監 事	監査会に出席したときは、日額5,000円(公認会計士、税理士等専門知識を有する者については日額10,000円)を支給する。 理事会及び評議員会に出席したときは、日額3,000円を支給する。
評議員	日 額 3,000円

※ただし、常務理事が事務局長を兼務する場合の報酬は月額260,000円とし、報酬の支給方法、手当等については、正職員の例による。